

空き家問題

発行
モアナ・ハウジング
特別号

二十年で1.5倍以上、全国で900万戸超

国が抑制に動く

空き家放置で固定資産税が上がる！50万円の過料の可能性も！

「特定空き家」に指定されると、「空き家法」により、空き家の固定資産税が大幅に上がってしまこれまで自治体等が立ち入れなかった空き家の管理に対して、指導したり、罰則を与えたりすることが可能になりました。特定空き家に指定され、自治体から状態を改善するよう助言・指導されることとなります。それでも状態が改善されない場合は、改善の勧告を受け、これに違反した場合は、空家の建つ土地は「住

特定空き家の定義

- ★放置すれば倒壊等著しく保安上危険と衛生上有害となるおそれのある状態
- ★適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ★周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



宅用地の特例」の適用対象外となり空家の固定資産税が大幅に上がってしまいます。更に勧告にも背いた場合は、命令の措置に移行し違反した場合50万円以下の過料に処せられます。

今年4月1日から相続登記の申請が義務化

今年4月より相続による不動産取得後3年以内に登記を行わなければ、10万円以下の過料対象となる。相続登記をすることが法律上の義務になりました。

空き家にしないためにできる対策！

★親が元気なうち(相続前)に方向性を決めておく★
選択できるの3つの方向性

1. 売却する
2. 賃貸で活用する
3. 相続人が住む

【広告】 地域密着！「安心と信頼の不動産会社」へお任せください。



まずは無料相談!!

- ✓ **売却**した場合の試算 売却金額から売却経費を差し引いた手取金額を試算いたします。
- ✓ **賃貸**した場合の試算 リフォーム費用、仲介手数料、管理委託費など経費を差し引いた手取金額を試算します。
- ✓ **更地**にした場合の試算 解体費用等を鑑み現状との比較を試算いたします。



株式会社 **モアナ・ハウジング**

モアナハウジング <https://www.moana-housing.co.jp/>



お電話、または裏面の「無料相談シート」をFAXにてお送りください。

FAX.043-312-3097

無料相談予約シート

「参考までに売却価格が知りたい」「相談だけ」という方もお気軽にご予約ください。

秘密厳守

※ご提供いただいた個人情報は機密を保持いたします。不動産売買、それらの代理・仲介・及び管理その他付帯する事業のために(株)モアナハウジングにて利用させていただきます。

ご相談内容	
ご相談内容	<input type="checkbox"/> 空家相談 <input type="checkbox"/> 売却相談 <input type="checkbox"/> 査定希望 <input type="checkbox"/> その他()
物件所在地	〒
相談希望日時	●第一希望 月 日 時頃 ●第二希望 月 日 時頃
相談希望場所	<input type="checkbox"/> ご自宅への訪問 <input type="checkbox"/> 物件現地にて <input type="checkbox"/> 当社にて

ご連絡先	
ご氏名	フリガナ
ご住所	〒 ※上記所在地と異なる場合にご記入ください。
電話番号	FAX
E-mail	@ ※メールでの返信希望の場合にご記入ください

お電話でのご相談もお気軽に・・・ TEL.043-312-3275

地域密着！「安心と信頼の不動産会社」へお任せください。



「お隣」や「近隣」の空家でお困りの方をご紹介ください！
不動産問題・・・解決いたします！



株式会社 **モアナ・ハウジング**

〒284-0015 千葉県四街道市千代田5丁目45番5号



■千葉県知事(2)第17377号 ■(一社)千葉県宅地建物取引業協会会員
■(公社)全国宅地建物取引業保証協会会員 ■首都圏不動産公正取引協議会加盟